官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一一三八～一一四七）　一
○道路に関する件（東北地方整備局五七～五九）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一六九、一七〇）　四
○道路に関する件（近畿地方整備局八二、八三）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（四国地方整備局四二）　六
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣法制局　内閣府　宮内庁　復興庁
法務省　最高裁判所　六
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配六〇）　六
〔資料〕
令和七年五月中国際収支状況（速報）及び令和七年一～三月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、建設業の許可の取消処分、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三〇
会社その他

その他告示

○農林水産省告示第千百三十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月三日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第20989号
2　登録年月日　平成23年９月２日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Kaolive
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○農林水産省告示第千百三十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月六日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第27005号
2　登録年月日　平成30年９月５日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　風立ちぬ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社河野メリクロン
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１

1　登録番号　第27006号
2　登録年月日　平成30年９月５日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　ドリームアンジュ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社河野メリクロン
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１

1　登録番号　第27007号
2　登録年月日　平成30年９月５日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　ホタルのひかり
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社河野メリクロン
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１

○農林水産省告示第千百四十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月十日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第23222号
2　登録年月日　平成26年９月８日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　きらめきの恋
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社バイオ・ユー
香川県善通寺市櫛梨町594番地

1　登録番号　第23224号
2　登録年月日　平成26年９月８日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　春の雪
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社バイオ・ユー
香川県善通寺市櫛梨町594番地

1　登録番号　第23526号
2　登録年月日　平成26年９月８日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　春よこい
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社バイオ・ユー
香川県善通寺市櫛梨町594番地

1　登録番号　第23584号
2　登録年月日　平成26年９月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ヴーリーピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第23616号
2　登録年月日　平成26年９月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Fitcelebrate
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第千百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月十二日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第23564号
2　登録年月日　平成26年９月11日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera249
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・ヒッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第千百四十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月十四日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第25383号
2　登録年月日　平成28年９月13日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　レッドビート
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

○農林水産省告示第千百四十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第19843号
2　登録年月日　平成22年９月17日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera175
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・ヒッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第21943号
2　登録年月日　平成24年９月14日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　keiji1001
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
國枝啓司
滋賀県守山市金森町507番地２

1　登録番号　第21944号
2　登録年月日　平成24年９月14日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　keiji1002
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
國枝啓司
滋賀県守山市金森町507番地２

1　登録番号　第28101号
2　登録年月日　令和２年９月17日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARHOLMES
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第28119号
2　登録年月日　令和２年９月17日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　マシュマローズ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
雪印種苗株式会社
北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号

1　登録番号　第28136号
2　登録年月日　令和２年９月17日
3　農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　So Cool Pink
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Steven M. Eggleton
12 John St, Wandin North VIC 3139, Australia

1　登録番号　第29834号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀の苑
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第29838号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　精えんよう
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29844号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　精かんの
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29853号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　OP 14 J 4
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第29854号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　OP 14 P 8
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第29855号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　OP 15 R 11
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第29856号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARLICREKIN
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

○農林水産省告示第千百四十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第19871号
2　登録年月日　平成22年９月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　モーレピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

1　登録番号　第23678号
2　登録年月日　平成26年９月24日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　フォーミアイチ２号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
愛知県
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

1　登録番号　第23689号
2　登録年月日　平成26年９月24日
3　農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
4　登録品種の名称　FICALANVEGA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第千百四十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第21992号
2　登録年月日　平成24年９月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIPANTHEON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第21996号
2　登録年月日　平成24年９月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　きゅらキララ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鹿児島県
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号

○農林水産省告示第千百四十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第22654号
2　登録年月日　平成25年９月26日
3　農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
4　登録品種の名称　PARISSA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Knud Jepsen A/S
Skanderborgvej 193, Norring DK-8382, Hinnerup, Denmark

1　登録番号　第25422号
2　登録年月日　平成28年９月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　美咲いちご姫
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
杉幸洋
福岡県うきは市吉井町江南1036

○農林水産省告示第千百四十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百八号　宮城県大崎市古川大幡字新田一二〇番二から同市古川稲葉四丁目二一一番三まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県八戸市長苗代一丁目一五三番三から同市売市四丁目二三番七まで	前	一四・三〇～四五・七〇メートル	〇・二七八キロメートル
	後	一四・三〇～四五・七〇メートル	〇・二七八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百四号　青森県八戸市長苗代一丁目一五三番三から同市売市四丁目二三番七まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十七日

○関東地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
袖ケ浦市長浦字拓弐号五八〇番八九から同市長浦字拓弐号五八〇番七六まで	前	メートル 二八・四三～六二・四二	キロメートル 〇・二一〇
	後	三二・二三～九〇・二二	〇・二一〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	袖ケ浦市長浦字拓弐号五八〇番八九から同市長浦字拓弐号五八〇番七六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十七日

○近畿地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市東灘区住吉南町四丁目九三六番六地内	前	メートル 五〇・〇七～五〇・三四	キロメートル 〇・〇〇六
	後	五〇・〇七～六五・八九	〇・〇〇六

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十三号	芦屋市浜芦屋町七番八から同市浜芦屋町七番四まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十七日

○四国地方整備局告示第四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年七月十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

第1　起業者の名称　愛媛県

第2　事業の種類　一般国道197号改築工事（夜昼道路）

第3　起業地

1　収用の部分　愛媛県大洲市平野町野田地内

2　使用の部分　愛媛県大洲市平野町野田地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道197号改築工事（夜昼道路）」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県大洲市平野町野田地内から同県八幡浜市郷地内までの延長4.200mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道197号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、本件区間は愛媛県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により愛媛県が道路管理者となること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である愛媛県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、高知県高知市を起点とし、大分県大分市に至る総延長279.6kmの四国南部から西部の主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

本路線が通過する大洲市や八幡浜市では、両市を結ぶ唯一の幹線道路であることから、両市を含む周辺地域間を移動するための重要な経路であるとともに、地域住民の地域内交通を支える道路としても機能している。

また、本路線は、道路法第48条の17の規定に基づく「重要物流道路」に指定されており、柑橘類の生産が盛んな八西地域等から県内外に向けた農産物の輸送等、経済活動における重要な道路として位置づけられているほか、周辺には県内屈指の集客数を誇る「道の駅八幡浜みなっと」などの観光資源が存しており、年間を通じて多くの観光客が本路線を利用している。

加えて、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、愛媛県防災会議が策定した愛媛県地域防災計画において一次緊急輸送道路に指定されており、災害時や緊急時においても特に重要な役割を担う路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、曲線半径、縦断勾配及び路肩幅員において道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める規格を満たさない区間が約７割を占め、円滑な通行が妨げられているとともに、その区間内において正面衝突や追突等の交通事故も発生しており、安全上の危険性が高い状況にある。

また、現道の約半分の延長を占める夜昼隧道は、完成から50年を超え老朽化が進んでいることに加え、平成24年に天井板落下事故が発生した中央自動車道笹子トンネルと同様の換気設備を採用していることから、抜本的な安全対策が急がれる中、通行制限が必要となる対策工事を実施する上で適当な迂回路がなく、その施工が困難な状況にある。

本件事業の完成により線形良好なバイパス道路が整備されるため、交通事故の減少や自動車通行の安定性向上が見込まれる。また、大洲・八幡浜自動車道の一部として既に供用済み又は事業施工中である本路線の他の区間と接続し、四国縦貫・横断自動車道と連携する広域的な高速交通ネットワークが形成されることで、自動車交通の高速化及び定時性の確保により利便性が向上し、物流の効率化等に寄与すると認められる。さらに、現道のバイパスとして現道の機能を補完・代替することから、安全かつ柔軟な救急搬送や緊急輸送に資することに加え、夜昼隧道の安全対策工事の円滑な実施にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に定める環境影響評価の対象要件には該当しないが、起業者が任意で環境影響評価法等に準じた環境影響評価を実施している。

その結果によると、生活環境に係る環境項目のうち、自動車の走行に係る騒音及び振動、低周波音については、環境基準等との整合が図られていると評価されており、大気質、建設機械の稼働に係る振動、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動及び水質については、一般的な環境保全措置を実施することで、環境影響は事業者の実行可能な範囲で回避・低減されると評価されている。建設機械の稼働に係る騒音については、基準を上回っている地点において仮囲いの設置による環境保全措置を実施することで、すべての地点で規制基準との整合が図られていると評価されている。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音については、概ね基準との整合が図られていると評価されているものの、一部現況値で既に環境基準を超過している地点があるため、現況値を悪化させないよう、一般的な環境保全措置を実施することとしている。加えて、環境影響をより低減させるため、起業者は、建設機械の複合同時作業、高負荷運転を極力避け、低騒音・低振動型機械を使用するほか、工事用車両の分散通行を実施し、周辺の生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているブッポウソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、サシバ、ハヤブサ、ヒメマルマメタニシ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、アカハライモリ、トノサマガエル、ニホンイシガメ、ヤモリ属の一種、ドジョウ、イボイボナメクジ、ヒゼンキビ、ウメムラシタラ、シコクケマイマイ、情報不足として掲載されているヤマトアシナガバチ、愛媛県レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコルリ、ビンズイ、準絶滅危惧として掲載されているニホンヒキガエル、カジカガエル、ヤマカガシ、ヒメアカネ、ホソバセセリ、タモロコ、情報不足として掲載されているノスリ、ヤマアカガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、タカチホヘビ、ヒバカリ、シロマダラ、ニホンマムシ、オイカワ、オオヨシノボリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメウラジロ、エビガラシダ、準絶滅危惧として掲載されているエビネ、ウスギムヨウラン、愛媛県レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているメアオスゲ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

これら動植物について、事業の実施による生育環境に及ぼす影響の程度を予測したところ、影響がない又は環境保全措置の実施により環境影響は回避又は低減されると評価されている。オオタカについては、採餌環境への影響を軽減するため、工事の際には低騒音型の重機を使用する、改変による樹木等の伐採面積を必要最小限にとどめる、繁殖期間におけるモニタリング調査を実施する等の環境保全措置を実施することにより、環境影響は事業者が実施可能な範囲で回避又は低減されると評価されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないが、今後、工事施工中に遺構等が確認された場合は、直ちに愛媛県教育委員会と協議の上、発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第３級の区分に基づく２車線の道路をバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、申請案である北側ルート、中間ルート、南側ルートの３案について社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。

申請案は他の２案と比較すると、取得必要面積が最も多いものの、宅地面積及び支障物件が最も少ないこと、路線延長が最も短く、施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は曲線半径、縦断勾配及び路肩幅員において、道路構造令に定める規格を満たさない区間が存在し、交通事故が発生しているため、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道197号（大洲・八幡浜・西宇和間）高規格道路建設促進期成同盟会より、本件事業の整備促進及び事業推進について、特段の配慮を求める要望がなされている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県大洲市役所

国会事項

参議院

当選通知書受領

七月十五日内閣総理大臣から令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

桑原久美子（鈴木宗男辞職による）

人事異動

内閣法制局

内閣法制局参事官（第二部）　長谷　浩之
文化庁に出向させる
（文部科学省大臣官房総務課企画官兼大臣官房総務課審議班主査命大臣官房総務課法令審議室長命大臣官房総務調整官（国会担当）命大臣官房総務課公文書監理室長兼大臣官房総務課個人情報専門官兼大臣官房総務課情報開示官）文部科学事務官　廣野　宏正
内閣法制局参事官（第二部）に昇任させる（以上七月十五日）

内閣府

山田　昭典
願に依り独立行政法人国民生活センター理事長を免ずる（五月三十一日）

村井　正親
独立行政法人国民生活センター理事長に任命する（六月一日）

宮内庁

侍従次長　坂根　工博
侍従長別所浩郎海外出張不在中侍従長事務代理を命ずる

（式部副長）式部官　飯島　俊郎
式部官長伊原純一海外出張不在中式部官長事務代理を命ずる

（審議官）内閣府事務官　伊藤　敬
長官官房総務課長鈴木敏夫海外出張不在中長官官房総務課長事務取扱を命ずる（以上七月六日）

侍従次長　坂根　工博
侍従長別所浩郎帰国につき侍従長事務代理を免ずる

（式部副長）式部官　飯島　俊郎
式部官長伊原純一帰国につき式部官長事務代理を免ずる

（審議官）内閣府事務官　伊藤　敬
長官官房総務課長鈴木敏夫帰国につき長官官房総務課長事務取扱を免ずる（以上七月十三日）

復興庁

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　中西　賢也
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（七月十三日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　小路　剛志
復興事務官（統括官付参事官）に併任する（七月十四日）

法務省

内田　雅人　光武　敬志
難民審査参与員に任命する（各通）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　小川　浩治
（同）同　城　典子
外務省に出向させる
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（各通）（以上七月十五日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　橋之口　峻
名古屋地方裁判所判事補に補する
名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる
兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する
名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる
岡崎簡易裁判所判事に補する（七月六日）

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・立川簡易裁判所判事　佐々木　麗
札幌地方裁判所判事補に補する
兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する
札幌簡易裁判所判事に補する

福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・小倉簡易裁判所判事　飯塚　大航
岐阜地方裁判所判事補に補する
兼ねて岐阜家庭裁判所判事補に補する
岐阜簡易裁判所判事に補する（以上七月七日）

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　佐藤　有紀
広島地方裁判所判事補に補する
広島地方裁判所福山支部勤務を命ずる
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
広島家庭裁判所福山支部勤務を命ずる
福山簡易裁判所判事に補する（七月八日）

官庁報告

資　料

令和７年５月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	5　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−3,212	−8,009	−11,497
（対前年同月比）	（−72.1）	（−41.5）	（−16.8）
貿易収支	−5,223	−328	−10,980
（対前年同月比）	（−52.4）	（−94.8）	（−8.0）
輸出	80,344	87,691	81,491
（対前年同月比）	（−1.4）	（4.0）	（12.2）
輸入	85,568	88,019	92,472
（対前年同月比）	（−7.5）	（−2.9）	（9.3）
サービス収支	2,011	−7,681	−516
（対前年同月比）	（—）	（4.8）	（−72.8）
第一次所得収支	42,555	35,899	43,725
（対前年同月比）	（−2.7）	（−9.6）	（13.1）
第二次所得収支	−4,979	−5,311	−2,733
（対前年同月比）	（82.2）	（28.3）	（−16.0）
経常収支	34,364	22,580	29,495
（対前年同月比）	（16.5）	（3.2）	（36.7）
資本移転等収支	−1,020	−250	−117
直接投資	18,223	18,259	35,846
証券投資	19,293	−109,937	4,137
金融派生商品	100	−6,835	12,156
その他投資	−6,948	120,533	56,134
外貨準備	7,874	3,100	−89,135
金融収支	38,542	25,119	19,138
誤差脱漏	5,199	2,790	−10,240

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和７年１～３月中国際収支状況（第２次速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	1　月	2　月	3　月	1～3月
貿易・サービス収支	−34,328	5,540	5,487	−23,302
（対前年同月〈期〉比）	（53.6）	（—）	（19.5）	（6.3）
貿易収支	−29,340	7,301	5,305	−16,734
（対前年同月〈期〉比）	（97.4）	（—）	（14.4）	（26.7）
輸出	75,193	90,004	95,782	260,979
（対前年同月〈期〉比）	（1.9）	（10.4）	（2.0）	（4.7）
輸入	104,533	82,703	90,478	277,714
（対前年同月〈期〉比）	（17.9）	（−2.2）	（1.4）	（5.8）
サービス収支	−4,988	−1,761	182	−6,568
（対前年同月〈期〉比）	（−33.4）	（49.7）	（—）	（−24.6）
第一次所得収支	36,034	38,804	39,368	114,206
（対前年同月〈期〉比）	（20.1）	（10.9）	（9.1）	（13.0）
第二次所得収支	−4,408	−3,512	−7,422	−15,342
（対前年同月〈期〉比）	（−5.1）	（1.3）	（20.0）	（7.3）
経常収支	−2,702	40,832	37,433	75,563
（対前年同月〈期〉比）	（—）	（49.2）	（8.6）	（16.5）
資本移転等収支	−218	−422	−685	−1,325
直接投資	13,587	21,105	18,889	53,580
証券投資	−34,376	52,387	49,948	67,959
金融派生商品	7,918	249	6,425	14,591
その他投資	13,741	−54,693	−33,093	−74,045
外貨準備	3,214	5,530	1,295	10,040
金融収支	4,084	24,578	43,463	72,125
誤差脱漏	7,003	−15,832	6,716	−2,114

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人殿井憲一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月17日　　盛岡地方法務局

元当局所属公証人今間三郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月17日　　新潟地方法務局

元当局所属公証人與那覇朝則の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月17日　　那覇地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月17日

中国地方整備局長　杉中　洋一

1　処分をした年月日　令和７年６月20日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リペクト　髙橋　延之　広島県呉市焼山桜ヶ丘２－８－７　国土交通大臣許可（般－３）第26508号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年７月17日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	オリックス株式会社
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目４番１号
登録番号	関東（ク）第88号
営業廃止年月日	令和７年５月31日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００４号
山形県最上郡最上町大字大堀987番地
清算株式会社　株式会社ＳＫ
代表清算人　高橋　昌裕
１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１００３号
千葉市中央区富士見１丁目14番13号千葉大栄ビル８階
清算株式会社　株式会社インフィナイト・ソリューションズ
代表清算人　前川　裕行
１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２０３３号
東京都渋谷区渋谷３丁目１番９号ＹＡＺＡＷＡビル３階
清算株式会社　株式会社日本ネットワークヴィジョン
代表清算人　河野　　登
１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００４号
広島市中区中町７番16号
清算株式会社　株式会社凪スクエア
代表清算人　二國　則昭
１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第１０００２号
宮城県塩竈市舟入１丁目４番11号
清算株式会社　マルサイ水産株式会社
１　決定年月日　令和７年７月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

令和５年（ヒ）第１００３号
横浜市緑区中山１丁目22番13―302号
清算株式会社　株式会社山王薬局
１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月十日
　掲載頁　六十八頁（号外第一五九号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月十日
　掲載頁　四十九頁（号外第一五九号）
令和七年七月十七日
東京都中央区銀座八丁目九番一五号
（甲）綺羅化粧品株式会社
代表取締役　平井　議顕
東京都中央区銀座八丁目九番一五号
（乙）株式会社シンプル
代表取締役　平井　議顕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号はヨネコウ株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月十七日
札幌市清田区美しが丘三条五丁目八番四―七〇一号
合同会社ヨネコウ
代表社員　米澤　幸二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月十七日
札幌市中央区南二条西五丁目六番地七
合同会社あるめりあサポート
代表社員　布施二佐枝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月十七日
仙台市青葉区国分町三丁目八番一七号
合同会社ｃｏｎｔｅｄａｉｍａｒｕ
代表社員　神谷栄太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月十七日
茨城県水戸市柵町二丁目八番一五号
合資会社山本商店
代表社員　山本　勲夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月十七日
東京都千代田区神田須田町二丁目二五番地
GLOBAL VISION PARTNERS合同会社
代表社員　髙多　幸成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月十七日
神奈川県川崎市中原区井田三舞町六番三七―一号
ＹＹＹ合同会社
代表社員　小田　和史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月十七日
大阪府八尾市楽音寺二丁目三九番
合同会社Ｖｅｒｔｅｘ
代表社員　高田　要

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月十七日
福岡市南区大橋一丁目一一番一号
合同会社イードライブ
代表社員　草野　仁

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月七日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年八月十八日に変更いたしましたので公告します。

令和七年七月十七日

埼玉県新座市栄五丁目四番四号

株式会社レントケア

代表取締役　畑中　隆幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億二千五百万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年七月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tatsumi-ta.co.jp/ir/public.html

令和七年七月十七日

栃木県足利市南大町四四三番地

株式会社タツミ

代表取締役　伏島　利行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十七日

新潟県加茂市大字後須田四〇九番地一

有限会社浅野タンス

代表取締役　浅野　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千九百三十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十七日

愛媛県松山市三番町四丁目一二番地一

上板ホールディングス株式会社

代表取締役　湯浅　陽司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、資本準備金の額を五二七万八三二〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　七十頁（号外第一三八号）

令和七年七月十七日

埼玉県所沢市亀ヶ谷五〇番地一

東紅流通センター株式会社

代表取締役　宮地　宙

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が四百六十億五百六十九万七千五百円、資本準備金の額が四百六十億五百六十九万七千五百円増加することを条件として、資本金の額を四百六十億五百六十九万七千五百円減少して百八十二億六千四十四万九千八百七十四円、資本準備金の額を四百六十億五百六十九万七千五百円減少して七億三十七万六千七百五十一円とすることにいたしました。

ただし、第三者割当増資による資本金及び資本準備金の額の増加と同時に行うため、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

効力発生日は令和七年八月二十二日であり、取締役会決議は令和七年七月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月十七日

川崎市高津区末長三丁目三番一七号

株式会社富士通ゼネラル

代表取締役社長　増田　幸司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十七日

埼玉県熊谷市問屋町三丁目四番一九号

株式会社奈良電器

代表取締役　小林　肇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十七日

東京都中野区野方二丁目五六番九号

甲陽金属工業株式会社

代表取締役　大波由美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十七日

東京都中野区野方二丁目五六番九号

甲陽産業株式会社

代表取締役　大波由美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十七日

東京都江東区森下三丁目四番一四号

株式会社東洋電機商会

代表取締役　保坂　秀彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十七日

富山県南砺市立野原東一五一四番地

株式会社ジェイウイング

代表取締役　野田　史

優先資本金の額の減少公告

当社は、二〇二五年七月十六日時点における特定借入れ及び発行済み特定社債が、二〇二五年九月五日までにその全額がそれぞれ返済され、償還されることを停止条件とし、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十九億三千七百二十万円減少して二百億千五百九十万六千円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十四頁（号外第八十五号）

令和七年七月十七日

東京都中央区京橋二丁目二番一号京橋エドグラン二十六階

ＳＴＡＣＫ　ＯＣＭ特定目的会社

取締役　田中　芳宏

確定給付企業年金の清算公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年三月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年七月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目一番一号

商船三井マリテックス株式会社

確定給付企業年金清算人　芦村　和男

債権申出の公告（第一回）

当法人の清算人は、令和七年六月三十日、千葉地方裁判所佐倉支部により選任されましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十七日

千葉県白井市復字六七四番地

鳥見神社

東京都中央区銀座一丁目一三番四号大和銀座一ビル二階トゥエルブ法律事務所

清算人　弁護士　上松　真林

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和七年七月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月十七日

兵庫県神戸市須磨区弥栄台四丁目一番三

モンノ株式会社

確定給付企業年金清算人　山﨑　潤

訂正公告

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の第四十五期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　小田　勝」の誤りにつき訂正いたします。

令和七年七月十七日

埼玉県川越市的場新町二一番二

日油技研工業株式会社

代表取締役社長　小田　勝

訂正公告

令和七年七月四日（号外第一五四号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の「代表取締役　金子　恭清」とあるは「代表取締役　畑中　隆幸」の誤りにつき訂正します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年七月十七日

埼玉県新座市栄五丁目四番四号

（甲）エルエルケアリング株式会社

代表取締役　畑中　隆幸

埼玉県新座市栄五丁目四番四号

（乙）株式会社レントケア

代表取締役　畑中　隆幸

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第二十六期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「(4,948)」とあるは「(49,048)」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十七日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三四階

株式会社クローバー・ネットワーク・コム

代表取締役社長　吉田　正敏

訂正公告

令和七年七月八日（号外第一五六号）掲載の決算公告（枠組）中、「第41期決算公告」とあるは「第40期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十七日

大阪府門真市柳町一九番三号

株式会社海洋堂

代表取締役　渡邊　経康

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六五五		改正後欄一	0.4335	0.4085
〃	〃	〃二	0.4300	0.4050
〃	〃	〃七	0.1370	0.1120
〃	〃	〃八	0.1270	0.1020
〃	〃	〃九	0.2700	0.2450
〃	〃	〃一〇	0.2600	0.2350
〃	〃	〃一一	0.000180	0.000200
〃	〃	〃	0.4140	0.3710
〃	〃	改正前欄	0.000180	0.000180
〃	〃	改正後欄一二	0.4040	0.3790
〃	〃	〃一三	0.000520	0.000500
〃	〃	〃	0.1250	0.1160
〃	〃	〃一四	0.1320	0.1070
〃	〃	終りから一五	0.000290	0.000300
〃	〃	〃	0.4125	0.3800
〃	〃	〃	0.4050	0.3810
〃	〃	〃	0.000290	0.000290
〃	〃	改正前欄	0.000290	0.000290
〃	〃	改正後欄一四	0.000680	0.000670
〃	〃	〃	0.1200	0.1025
〃	〃	〃	0.1275	0.1035
〃	〃	〃一三	0.1525	0.1285
〃	〃	〃	0.000630	0.000640
〃	〃	〃	0.1535	0.1230
〃	〃	改正前欄	0.000210	0.000210
〃	〃	改正後欄一二	0.4220	0.3980
〃	〃	〃	0.4230	0.3980
〃	〃	〃	0.1370	0.1130
〃	〃	〃一一	0.4635	0.4385
〃	〃	〃	0.000460	0.000480
〃	〃	〃一〇	0.4016	0.3766
〃	〃	〃	0.000220	0.000210
〃	〃	〃九	0.4030	0.3800
〃	〃	改正前欄	0.000210	0.000210
〃	〃	改正後欄七	0.1370	0.1130
〃	〃	〃	0.000460	0.000480
〃	〃	〃	0.1380	0.0940
〃	〃	〃六	0.2510	0.2270
〃	〃	〃	0.000340	0.000320
〃	〃	〃	0.2520	0.2460
〃	〃	〃	0.3950	0.3710
〃	〃	〃五	0.3960	0.3720
〃	〃	〃	0.000480	0.000500
〃	〃	〃四	0.1400	0.0990
〃	〃	〃	0.1410	0.1000
〃	〃	改正前欄	0.000480	0.000480
〃	〃	改正後欄三	0.1730	0.1480
〃	〃	〃	0.2480	0.2230
〃	〃	〃二	0.3600	0.3350

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布総務省令第三十号（地方税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二七九ページ下段二行目の「第　　号」は「第二十五号」の誤り。

二八一ページ七行目の「「番号」の欄」は「「番号」の項」の誤り。

同ページ八行目の「「適用」」は「「摘要」」の誤り。

二八三ページ第五号の十四の二様式中「(第二条の五の二関係)［別紙六］」は「(第二条の五の二関係)」の誤り。

二八四ページ五行目の「「番号」の欄」は「「番号」の項」の誤り。

同ページ六行目の「「適用」」は「「摘要」」の誤り。

令和七年三月三十一日（号外特第八号）厚生労働省告示第百三十一号（租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

四八二	第三条改正後欄六	障害福祉サービス等に係る業務を	障害福祉サービス等に係る業務に限る。）を
〃	終りから九	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）	医療法施行規則